秋の集団健診

申込期間

日程ごとに申込期間が分かれています。下記の日程表から申込期間をご確認ください。

令和7年度 秋の集団健診日程

※茎崎会場は茎崎保健センターではなく、茎崎交流センターで実施しますのでご注意ください。

※茎崎交流センター・桜保健センター・大穂保健センターは階段を使用する場所があります。車いすをご利用の方や介助が必要な方は、つくば市役所もしくは谷田部保健センターを予約していただき、決定通知書が届きましたら、健康増進課までご連絡ください。

日程	実施場所			申込期間	
	会場名	使用階	エレベータ	インターネット・はがき	電話
9月26日 金曜日 9月28日 日曜日	谷田部保健センタ	1階	—		

出典 つくば市ホームページ
https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/hokembukenkozoshinka/gyomuannai/3/4/1001291.html

ねたきり高齢者理美容料助成事業

事業内容

理美容店に行けない寝たきり状態の方が、家で理美容を受ける際の費用の一部を助成します。
助成券は取扱事業所で利用できます。

給付額

4,000円券×2枚

対象者

65歳以上で要介護4・5認定者又は寝たきり状態の方

関連ファイル

ねたきり高齢者理美容料助成事業取扱事業所一覧（PDFファイル：50.1KB）

出典 つくば市ホームページ
https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibukoreifukushika/gyomuannai/6/1/1001325.html#ribiyou

土浦市
TSUCHIURA CITY

文字サイズ 標準 | 拡大 配色 青 黄 黒 標準 音声読み上げ Multilingual MENU

Google検索 キーワード検索 Googleカスタム検索

安心・安全 / くらし・手続き / 健康・福祉・医療 / 子育て・教育 / 環境・交通・まちづくり / 観光・文化・スポーツ / 仕事・産業 / 市政情報

ホーム 健康・福祉・医療 > 福祉 > 障害者福祉 > 金銭面での支援 > 助成・手当 > 重度障害者の方 > 重度身体障害者訪問理美容サービス費助成事業

重度身体障害者訪問理美容サービス費助成事業

理美容サービス費申請書 [WORD形式／39.5KB]重度身体障害者の方に対し、在宅において受ける理美容サービス料金の一部を助成します。

対象者

移動及び外出が困難な、在宅の下肢又は体幹（1・2級）の身体障害者手帳所持者

助成額

3,000円（年間2回まで）

出典 土浦市ホームページ
https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kenko-fukushi-iryo/fukushi/shogaishafukushi/kinsenmendenoshien/josei-teate/judoshogaishanokata/page000313.html

日立市 HITACHI CITY
緊急情報 緊急情報なし
Language やさしい日本語 読み上げ
文字サイズ・配色変更
スマート窓口
くらし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 まちづくり・環境 文化・交流・スポーツ 産業・ビジネス

現在の位置： トップページ ▸ 福祉・健康 ▸ 障害福祉 ▸ 生活環境の援助 ▸ 訪問理美容費助成事業

訪問理美容費助成事業

ページID1001868 更新日 令和6年1月24日

印刷 大きな文字で印刷

目的

理髪店や美容院に出向くことができない在宅の障害者のかたや高齢のかたが、在宅での理美容を受けやすくなるよう、訪問理美容を利用した際の出張費相当額（1,000円）を助成します。

対象者

1. 在宅の重度身体障害者で、日常生活のすべてにおいて介護を必要とする状態にあるかた
2. 在宅のおおむね65歳以上のかたで、介護保険制度で要介護3，4，5の認定を受けているかた（申請は高齢福祉課）

（注意）入院、入所中のかたは対象にはなりません。

助成額

1回の利用について1,000円。一年間で6,000円が限度。2か月に1回の利用を目安に助成券を交付します。

出典 日立市ホームページ
https://www.city.hitachi.lg.jp/fukushi_kenko/shogai/1001865/1001868.html

出典　市民提供写真（家庭菜園に毛虫の被害が及んでいる様子を市民が撮影）

本種はアメリカ原産で、第2次世界大戦後日本に侵入し、急速に分布を拡大した。本県では昭和50年代初めに発生し県東部に分布していたが、昭和63年には県西部でも発生が確認された。300種以上の植物を加害する。とくに街路樹のプラタナス、サクラや放任されたクワなどを激しく食い荒らす。

○被害と診断

幼虫は雑食性でクワのほか、果樹ではカキ、街路樹ではサクラ、ヤナギ、畑作物ではダイズ、トウモロコシおよび草花、雑草など食べる。しかし、産卵する植物はクワ、ヤナギ、サクラ、プラタナスなど数種に限られる。本種幼虫は密に張られた巣網のなかに群棲し、葉脈や表皮を残して葉を食害する。巣網中の葉がなくなると他に移動して食害する。一見クワゴマダラヒトリの巣網に似ているが、本種幼虫がつくる巣網のほうが密であるし、幼虫の体色も本種のほうが白いのですぐ区別がつく。

放任されたクワ、街路樹のサクラなどで多発生する。また、果樹ではカキの被害が大きい。

島根県

目的で探す　組織で探す　キーワード検索　メニュー

○作物名：クワ

○病害名：アメリカシロヒトリ

本種はアメリカ原産で、第2次世界大戦後日本に侵入し、急速に分布を拡大した。本県では昭和50年代初めに発生し県東部に分布していたが、昭和63年には県西部でも発生が確認された。300種以上の植物を加害する。とくに街路樹のプラタナス、サクラや放任されたクワなどを激しく食い荒らす。

○被害と診断

幼虫は雑食性でクワのほか、果樹ではカキ、街路樹ではサクラ、ヤナギ、畑作物ではダイズ、トウモロコシおよび草花、雑草など食べる。しかし、産卵する植物はクワ、ヤナギ、サクラ、プラタナスなど数種に限られる。本種幼虫は密に張られた巣網のなかに群棲し、葉脈や表皮を残して葉を食害する。巣網中の葉がなくなると他に移動して食害する。一見クワゴマダラヒトリの巣網に似ているが、本種幼虫がつくる巣網のほうが密であるし、幼虫の体色も本種のほうが白いのですぐ区別がつく。

放任されたクワ、街路樹のサクラなどで多発生する。また、果樹ではカキの被害が大きい。

○発生生態

年２回発生し、卵で越冬する。しかし、秋季温暖なときには一部３回目の成虫が発生することがある。成虫は白色で５～６月、７月下旬～８月中旬の２回発生する。成虫の生存期間は５～10日で、その間に1,000～2,000個の卵を産下する。卵は淡緑色で葉裏に数百個ずつ卵塊状に産み付けられ、その表面は白色の毛で被われている。卵期間は約10日で、幼虫が現われる。幼虫は７齢を経過して蛹化する。幼虫の体色ははじめ淡黄色であるが、発育するにつれて背面が灰黒色、側面が灰黄色に変わり、やや白く見える。背面に黒いこぶが２列並び、このこぶに長くて粗い毛が生えている。幼虫は３齢まで巣網の中で群棲して、食害するが、４齢になると単独行動をとるようになる。この頃から幼虫１頭当りの食害量は著しく増加し、１葉残らず食いつくし、他に移動しながら老熟幼虫が幹の割れ目や株元の枯れ葉、小石のかげなどに隠れて蛹化する。蛹期間は約21日である。

○防除法

１．巣網内の幼虫とともに枝葉を切り取り焼却する。また、竹竿の先の油をしみ込ませた布に火をつけて巣網を焼く。これら巣網を防除する方法は薬剤による防除より効果が高い。

２．やむなく薬剤で防除をする場合は、巣網を破って散布するか、高圧散布機で下記の薬剤を幼虫発生初期に１～２回散布する。

資料：島根県農作物病害虫雑草図鑑

出典　島根県ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/gijutsu/nougyo_tech/byougaityuu/byougaityuu-index/kuwa/ku056.html

○つくば市空き地除草条例

平成3年3月20日
条例第37号

（目的）
第1条　この条例は、空き地の除草に関し必要な事項を定めることにより、空き地及びその周辺地域の環境を保全し、もって市民の安全及び健康の維持に寄与することを目的とする。
（平9条例39・一部改正）
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　空き地　現に人が使用していない土地をいう。
(2)　雑草　草その他これに類する物で自然に生えたものをいい、枯れた物を含む。
(3)　環境を損なう状態　雑草が繁茂し、又はたい積し、かつ、それらが放置されているために人の健康を害し、火災の誘因となり、若しくは生活環境が悪化し、又はこれらのおそれがある状態をいう。
（平9条例39・一部改正）
（市の責務）
第3条　市は、この条例の目的を達成するため、空き地の適正な管理に関する啓蒙、指導その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。
（所有者等の責務）
第4条　空き地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有又は管理をする空き地が環境を損なう状態にならないよう適正な管理に努めなければならない。
（平9条例39・一部改正）
（除草地区の指定）
第5条　市長は、次に掲げる地域であって、その環境を良好に保全するため必要と認める区域を

出典　つくば市ホームページ
https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki_honbun/e019RG00000356.html

○つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例

令和3年9月29日
条例第32号

（目的）
第1条　この条例は、空き地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き地及び周辺地域の環境を保全し、もって市民の安全及び健康の維持に寄与することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
(1)　空き地　宅地化された土地又は住宅地に近接する土地で、現に使用していない土地の部分をいう。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地を除く。
(2)　雑草等　雑草、枯れ草又は立ち木をいう。
(3)　環境を損なう状態　雑草等が繁茂し、かつ、管理されていない状態でその状態が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合又は該当する恐れのある場合をいう。
ア　害虫の発生原因となっている場合
イ　火災の予防上危険と認められる場合
ウ　交通の障害となっている場合
エ　犯罪の防止上好ましくない場合
オ　近隣の生活環境に支障をきたしている場合
（市の責務）
第3条　市は、この条例の目的を達成するため、空き地の適正な管理に関する啓発、指導その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。
（所有者等の責務）
第4条　空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有、占有又は管理する空き地が環境を損なう状態にならないよう適正に管理しなければならない。

出典　つくばみらい市ホームページ
https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r339RG00001122.html

○つくば市空き家等適正管理条例

平成24年9月27日
条例第34号

（目的）
第1条　この条例は、空き家等の管理の適正を図り、倒壊等の事故及び犯罪等を防止し、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　空き家等　市内に所在する建築物で居住者がいない状態にあるもの及びその敷地をいう。
(2)　管理不全な状態　次に掲げる状態をいう。
ア　老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、当該建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態
イ　建築物に不特定の者が侵入することにより犯罪が誘発されるおそれがある状態
ウ　建築物の敷地内にある樹木又は雑草が繁茂し、放置され、当該敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態
(3)　所有者等　市内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。
（空き家等の所有者等の義務）
第3条　空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない。
（情報提供）
第4条　市民は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長に対し、規則で定め

出典　つくば市ホームページ
https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki_honbun/e019RG00000979.html

子育て世帯訪問支援事業実施要綱

1　事業の目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2　実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3　事業の内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、（1）若しくは（2）又は（1）（2）を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。

（1）家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
（2）育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
（3）子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※　保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
（4）地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
（5）支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

4　対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

（1）保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
（2）食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
（3）若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
（4）その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

出典　「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」から一部抜粋
こども家庭庁ホームページ
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/91f57176-a420-4d1d-8973-1828437e0aa8/723d5d21/20250501_policies_kosodateshien_jido-homon_14.pdf

近隣の空き地等にお困りの方へ

不良状態の空き地等に困っているものの、その所有者等が分からない場合は、市へご連絡いただければ、条例に基づき、助言・指導等を行うことができる場合がありますのでご相談ください。
ご相談の際は、近隣建物の住所等をお知らせいただけると対応がスムーズになります。

また、次の注意事項にご留意ください。

注意事項

- 近隣の方や自治会等で所有者等の連絡先を把握しており、連絡が可能な場合は、直接所有者等へご連絡をお願いします。
- 市からの助言・指導等が可能な土地は、上記定義の「空き地等」で「不良状態」に該当する土地です。
- 土地の状況調査等をした結果、「地目が山林」、「土地所有者等の連絡先が不明」、「相続問題等の諸事情により相続人等も対応できない」などといった場合は、指導等できないことがあります。
- **土地の所有者の情報は、個人情報のため、本人の同意を得ずに市が第三者へ提供することはできません。**
  所有者情報については、水戸地方法務局 日立支局へ土地登記事項証明書を請求することで、把握できる場合があります（手数料等が必要）。
- 市からの所有者への助言・指導等は、かえって所有者の態度を硬化させる原因となる場合もありますので、**所有者の連絡先を調べたうえで直接お話合いをされるのが、円滑な解決につながる**可能性があります。
- 市から所有者へ連絡又は文書を送付する際、ご要望により相談者の連絡先をお伝えしたうえで、所有者から相談者への折り返しの連絡を促すこともできます。
- 居住者がいる土地の場合や、相談者が所有者の連絡先を把握しており、互いにトラブルとなっている場合などは、個人の財

出典 高萩市ホームページ
https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/sumai/kankyou/page003944.html